

入札及び契約に係る手続における押印の見直しについて

入札及び契約に係る手続において、下記の書類への押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- ① 入札書
- ② 見積書
- ③ 辞退届
- ④ その他個人又は事業者から提出いただく書類（積算内訳書、工程表、完成届等）

2 押印を省略する場合の記載事項

押印を省略する場合は、当該書類に責任者及び担当者の氏名（フルネーム）並びに連絡先（電話番号）を必ず記載してください。確認のため、記載連絡先に町担当者から御連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。

3 取扱開始日

令和3年10月1日（金）以降に提出される書類から運用開始とします。
※押印のある書類についても、従前と同様の取扱いとします。

4 その他

契約書は、法令により押印を求められているため、押印を省略することができません。また、協定書、覚書、請書、契約締結に関する事項を含む委任状及び契約締結時に提出を求める暴力団排除に関する誓約書についても、契約書と同じ扱いとしますので、押印を省略することはできません。